

愛媛県海岸協力団体募集要項

1. 募集目的

平成26年6月の海岸法の一部改正により、海岸協力団体指定制度が創設されましたので、海岸環境の維持活動等に幅広く御協力をいただくため、愛媛県沿岸の県管理海岸において海岸協力団体を募集します。

2. 海岸協力団体指定制度の概要

海岸協力団体指定制度とは、自発的に海岸の維持、海岸環境の保全、海岸の管理に関する調査研究等を行うNPO等の民間団体を海岸協力団体に指定し、海岸管理者と連携して活動する団体として法律上位置づけることにより、その活動を促進しようとするものです。

このため、海岸協力団体の指定は、要件を満たす団体を広く募集し、申請のあった団体の中から、その資質、能力等を審査のうえで行います。

海岸協力団体に指定されると、活動を行ううえで必要となる海岸法上の許可等については、海岸管理者との協議の成立をもって許可があったものと扱われます。

なお、海岸協力団体としての活動以外では、海岸協力団体と称して活動を行うことはできません。

3 対象となる活動及び区域

(1) 海岸協力団体としての活動の内容

募集する活動内容は、次のうち、いずれか1つ以上の活動とします。

- ①海岸管理者に協力して行う海岸工事又は海岸の維持
- ②海岸の管理に関する情報又は資料の収集及び提供
- ③海岸の管理に関する調査研究
- ④海岸の管理に関する知識の普及及び啓発
- ⑤上記の活動に附帯する業務

(2) 対象区間

愛媛県沿岸の海岸保全区域（県管理海岸に限る。ただし、農林水産省所管海岸を除く。）を対象とします。申請にあたっては、活動を希望する区間を申請して下さい。

なお、現地の状況等により、海岸協力団体の活動にそぐわない区間もありますので、各地方局建設部・土木事務所へお問い合わせ願います。

4 申請資格

海岸協力団体の指定の申請を行うことができる者は、法人又は海岸法施行規則（昭和31年農林・運輸・建設省令第1号）第7条の3に規定する団体（以下「法人等」という。）であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとします。

- ① 代表者が定まっていること。

- ② 事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該法人等の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有していること。
- ③ 適切な経理事務及び会計処理が行われていること。
- ④ 法人等の構成員（役員を含む。）が5名以上いること。
- ⑤ 申請時点において、法人等の設立後5年以上（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づく認証を受けた法人にあっては、当該認証を受ける前の活動期間を含む。）が経過していること。
- ⑥ 宗教活動又は政治活動を活動目的としていないこと。
- ⑦ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- ⑧ 直近1年間の税を滞納していないこと。また、偽りその他不正の行為により過去7年間に税に関する更正決定等がないこと。
- ⑨ 公序良俗に反するなど著しく不誠実な行為を行っているとは認められないこと。
- ⑩ 海岸協力団体の指定を受けた場合に、海岸協力団体としての活動以外では、海岸協力団体と称して活動を行わないことを誓約できること。

5 申請書類

申請書（様式第1号）に必要事項を記入し、次に掲げる書類を添え申請して下さい。

（1）添付書類

- ① 法人等の規約その他これに準ずるもの及び会員名簿その他の法人等の構成員の数が記載されているもの
- ② 活動実績報告書（おおむね5年間）（別添様式参照）
- ③ 活動実施計画書（おおむね5年間）（別添様式参照）
- ④ 法人等の監査報告書又は収支計算書
- ⑤ 法人等の納税証明書（課税対象団体である場合に限る）
- ⑥ 4 ⑥から⑩の要件を満たすことを証する書類
- ⑦ その他、参考となる資料

（2）申請にあたっての留意事項

- ① 提出された書類は返却しません。
- ② 申請に要する一切の費用は、申請者の負担とします。
- ③ 提出された書類は、本審査以外の目的には使用しません。

6 審査方法

提出された書類等に基づき、次に掲げる事項を確認・審査した上で決定します。

（1）申請資格の確認

（2）活動実績報告書の審査（継続性・公共性・活動姿勢）

海岸の管理に資する非営利活動を対象区間で継続的に行っており、海岸管理者との協力関係が確認でき、海岸の管理等に支障のある行為を行っていないこと。

継続性：直近おおむね5年間にわたり、海岸協力団体として活動を行う海岸の区間において、海岸の管理に資する非営利活動を継続的に行っていること。

公共性：上記の非営利活動が、海岸管理者から後援された活動、海岸管理者と共同で実施した活動、その他の海岸管理者との協力関係が認められる活動であること。

活動姿勢：直近おおむね5年間において、海岸の管理又は他の民間団体等の海岸の管理に資する活動の支障となり、又はそのおそれがある行為を行っていないこと。

(3) 活動実施計画書の審査（実効性・貢献度・協調性）

活動実施計画の実効性、海岸の管理に対する貢献、活動に当たって地域との協調性が認められること。

実効性：過去の活動実績を踏まえ、活動実施計画の実効性が認められること。

貢献度：海岸の管理に対する貢献が認められること。

協調性：活動に当たって地域（住民、市町、他の民間団体等）との協調性が認められること。

(4) ヒアリング

審査に当たっては、申請を行った法人等からのヒアリングを実施する場合があります。

7 結果の通知

(1) 海岸協力団体の指定を受けることになる法人等に対しては、海岸協力団体指定証（様式第2号）を発行します。

また、法人等の名称、住所及び事務所の所在地を公示します。

(2) 上記海岸協力団体指定証には、法人等の名称及び活動を行う区間を明記し、指定番号の登録を行います。

(3) 海岸協力団体の指定を受けることができない法人等に対しては、その理由を付して書面にて通知を行います。

8 指定後の留意事項

(1) 海岸協力団体の指定を受けた団体は、活動実施計画書に基づき、海岸協力団体の業務を適正かつ確実に実施していただきます。

(2) 海岸協力団体の指定を受けた団体は、活動実施計画書の計画期間の終了前に、当該計画期間の終了後の次の計画期間の活動実施計画書を提出してください。

(3) 海岸協力団体の指定を受けた団体が、活動実施計画書を変更しようとするときは、速やかに変更の内容を明らかにする書類を提出してください。

(4) 海岸協力団体の指定を受けた団体は、活動実施計画書の計画期間の終了後に、当該

期間の活動実績報告書を提出してください。なお、海岸管理者の求めに応じ、活動状況について報告していただく場合があります。

- (5) 海岸協力団体の代表者が変更となった場合は、速やかに届出をしてください。
- (6) 海岸協力団体が名称又は事務所の所在地を変更しようとするとき又は海岸協力団体を解散しようとするときは、あらかじめ、その旨の届出をしてください。海岸管理者はその旨を公示します。

9 指定の取り消し

海岸協力団体の指定を受けた団体が、以下に掲げる事項に該当する場合には、指定を取消されます。

- (1) 海岸協力団体の業務に対して、海岸管理者が行う改善措置命令に違反した場合
 - (2) 海岸協力団体が詐欺その他不正の手段により指定を受けた場合
 - (3) 海岸協力団体から指定の取消しの申請があった場合
- 海岸協力団体の指定を取り消した場合、海岸管理者はその旨を公示します。

10 申請先、問い合わせ先

申請書等の提出及び申請に係る問い合わせ等につきましては、別記の海岸を所管する建設部・土木事務所をお願いします。

申請書は、持参、郵送またはメールにより提出してください。持参の場合の受付は、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除く午前8時30分から午後5時15分までとします。

附 則

この要項は、平成30年3月6日から施行する。

附 則

この要項は、令和3年1月18日から施行する。

(別記) 海岸協力団体の申請先、問い合わせ先

海岸名	所在市町	申請先、問い合わせ先
蕪崎天満海岸、藤原海岸、東宮海岸、寒川西海岸、寒川海岸、中之庄海岸、二名海岸、三島川之江港海岸、寒川港海岸	四国中央市	四国中央土木事務所 799-0404 四国中央市三島宮川4丁目6-53 0896-24-4455
沢津海岸、多喜浜新田海岸、阿島海岸、荷内西海岸、荷内海岸、荷内東海岸、磯浦海岸、	新居浜市	東予地方局建設部 793-0042 西条市喜多川796-1 0897-56-1300
東予港海岸	西条市	
田之尻海岸、北浜海岸、北浜東海岸、葉山海岸、高城海岸、西別府海岸、新田海岸、大井海岸、南九王海岸、九王西海岸、九王海岸、西浦北海岸、大浦海岸、来島海岸、波止浜海岸、富田海岸、古国分海岸、桜井海岸、沖浦海岸、明神海岸、宗方海岸、下長瀬海岸、上長瀬海岸、台海岸、大見海岸、肥海海岸、五反田海岸、シリカタ海岸、泊海岸、戸板海岸、瀬戸崎海岸、出走海岸、野々江坂海岸、ワキイ海岸、丸山海岸、福田海岸、泊北海岸、田浦北海岸、早川海岸、余所国海岸、戸代海岸、久米海岸、大崎海岸、鵜島海岸、北浦海岸、森海岸、竹田海岸、古江海岸、瀬戸浜海岸、沖浦海岸、尾原海岸、小浦東海岸、森上海岸、西浦海岸、志津見南海岸、波方港海岸、菊間港海岸、波止浜港海岸、伯方港海岸、弓削港海岸、宮浦港海岸、吉海港海岸、桜井河口港海岸	今治市	今治土木事務所 794-0042 今治市旭町1丁目4-9 0898-23-2500
西部海岸、赤石海岸、掛の浦海岸、暮坂海岸、後新開海岸、大江海岸、生名東海岸、上弓削海岸、浜都海岸、魚島海岸	上島町	
堀江西海岸、堀江東海岸、河原海岸、鹿峰海岸、柳原海岸、新開海岸、立岩海岸、大浦海岸、浅海海岸、上怒和海岸、長崎海岸、吉木海岸、池の淵海岸、睦月海岸、野忽那北海岸、松山港海岸、北条港海岸、中島港海岸	松山市	中予地方局建設部 790-8502 松山市北持田町132 089-941-1111
下灘西海岸、下灘東海岸、上灘西海岸、上灘東海岸、森西海岸、森海岸、北山崎海岸、下吾川海岸、伊予港海岸	伊予市	
新川海岸、塩屋海岸、松前港海岸	松前町	

出海海岸、櫛生海岸、沖浦海岸、喜多灘海岸、長浜港海岸	大洲市	大洲土木事務所 795-8504 大洲市田口甲 425 番地 1 0893-24-5121
有網代海岸、周木北海岸、穴井海岸、真網代海岸、岡ノ鼻海岸、向灘海岸、西町海岸、貝越海岸、広早海岸、喜木津海岸、磯崎海岸、白浦海岸、川之石港海岸	八幡浜市	八幡浜土木事務所 796-0048 八幡浜市北浜 1 丁目 3-37 0894-22-4111
川永田海岸、豊の浦海岸、石見海岸、塩成海岸、塩成西海岸、川之浜海岸、大久東海岸、大久西海岸、名取海岸、名取西海岸、サザエ海岸、正野谷海岸、仁田の浜海岸、明神海岸、二名津海岸、田部北海岸、大江海岸、松ノ浜海岸、柿ヶ谷海岸、伊方越海岸、三崎港海岸	伊方町	
大浦海岸、渡江海岸、枝浦海岸、本浦海岸、宮浦海岸、下泊南海岸、皆江西海岸、皆江北海岸、二及海岸	西予市	西予土木事務所 797-0015 西予市宇和町卯之町 5-175-3 0894-62-1331
大日堤海岸、北灘海岸、岩松海岸、福浦海岸、島津海岸、繁浦海岸、小池海岸、石応海岸、大福浦海岸、赤松海岸、君浦海岸、鶴間海岸、牛川海岸、龍王鼻海岸、筋海岸、成浦海岸、狩津海岸、明海南海岸、嘉島南海岸、宇和島港海岸、玉津港海岸、岩松港海岸、宇和島港海岸	宇和島市	南予地方局建設部 798-0036 宇和島市天神町 7-1 0895-22-5211
満倉海岸、鹿島海岸、船越海岸、長崎海岸、成磐海岸、平山西海岸、港海岸、菊川室手海岸、柏海岸、大浜海岸、須ノ川海岸、家串海岸、船越海岸、魚神山海岸、武者泊海岸、成川海岸、荒檜海岸、御荘港海岸	愛南町	愛南土木事務所 798-4196 南宇和郡愛南町城辺甲 2420 0895-72-1145